

京都大学施設・環境部環境安全課安全衛生管理室要項の一部を改正する要項

京都大学施設・環境部環境安全課安全衛生管理室要項（平成17年3月31日総長裁定）の一部を次のように改正する。

第3第4項中「施設企画課課長補佐（施設企画主査）及び」を削る。

附 則

この要項は、平成17年10月1日から実施する。